

## 平成27年度 事業計画

### 基本方針

本年度は、昨年策定した第2期荒尾市地域福祉活動計画に沿って、地域福祉の推進を図って参ります。地域包括ケアシステムの導入に伴い、地域ではささえあいの仕組みが必要となることが予想されることから、地域のニーズに合ったささえあいメニューを創設し、ささえあい活動推進地区が普及するよう地域に働きかけを行って参ります。さらにささえあい活動推進地区を補完する日常生活支援の仕組みの導入も検討して、より重層的な支援ができるようネットワークを構築して参ります。

また、これまで、本会では高齢者・障がい者の日常生活を支援する地域福祉権利擁護事業に取り組んで参りましたが、同事業契約者の中にも後見制度への移行が必要となる方の増加や成年後見制度への住民ニーズの高まりから、法人後見の受任に向けて、体制を整備して参りたいと考えています。

次に、27年度の介護保険制度の改正では、本会が運営しています介護予防の訪問介護事業、通所介護事業にも大きな痛手を負うものと懸念しています。介護予防・総合事業の実施に関しては、未だ荒尾市の方向性が不明確であるため、その動向を注視しながら、各事業の対応を検討していきたいと考えています。今回の改正ではさらに、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定も発表されており、事業収入の減収が予測されることから、これについては他機関・団体との連携や相談支援事業の拡充に努め、利用者ニーズに合ったサービスを検討し、より多くの利用者獲得へと繋げて参ります。

最後に、本年度も荒尾市からの財政支援が少ないうえ、介護報酬の減額改定が行われるなど財政面については依然として厳しい状況にありますが、今回の地域福祉活動計画のスローガンであるみんなで築く（気付く）「心配なしあらお！」の実現に向けて、地域福祉の推進を担う中心的な団体として、その役割を発揮して参ります。

### 各事業の取り組み

#### ◆地域福祉サービス

##### (1) ささえあい活動推進地区

###### ○地域住民相互の見守り活動

- ・26年度よりささえあい活動のメニューとして追加しました。昨年1年間で8地区より申し込みをいただき、活動に取り組んでいただいています。今年度も26年度同様に5ヶ所設置を目標に増加を図って参ります。

## ○サロン活動

- ・今年度もサロン登録数を年間5ヶ所増やします。  
（地域福祉活動計画、基本目標1）
- ・社協だより、ホームページにサロン活動の様子を頻繁に掲載し、広く市民の目に留まるようにして、サロン活動を啓発します。
- ・公民館のない区ではサロン活動ができないため、隣の区の住民を受け入れる助成メニューを新設します。
- ・サロンを気軽に取り組むことができるよう食事提供を必要としない簡易版のサロンを新たに助成のメニューに加えたので、啓発を進め、サロンの底辺拡大を目指します。
- ・子育てサロン（新規）に取り組んでいただける方の発掘を進めます。
- ・サロン運営がスムーズにできるようモデルプログラムやモデルレシピの作成を行い、運営支援を充実させます。

## ○買い物支援

- ・買い物支援に取り組む区を4ヶ所増やします。
- ・買い物支援に取り組む区に対し社協より支援を行います。  
日用品など公民館へ配達したり、野菜や米などの農産物を公民館で販売していただける方の掘り起しを引き続き進めます。

## ○日常生活支援

- ・昨年に引き続き簡易な家屋修繕、電球の交換、リサイクルゴミ出しなど、日常生活の困りごとに対する支援を実施する区が増加するよう地域に呼びかけを行っていきます。

## ○認知症徘徊模擬訓練実施の支援

- ・住民相互の見守り活動を実施する区に対し、認知症徘徊模擬訓練の実施を推奨し、訓練を実施するための助成を行います。また、地区協議会で取り組みを検討されているところもあるので、地区協議会との連携も進めていきます。

## ○介護予防「貯筋体操」との連携

- ・介護予防貯筋体操との連携を深め、体操に取り組む区の掘り起しを行います。また、昨年度はこの体操の開始がきっかけとなってサロンに取り組んだ区もいくつかありましたので、この体操を地域ささえあい活動の取り掛かりとしてサロン等の活動につなげていけるよう、呼びかけを徹底します。

## ○新たなささえあい活動メニューの開発（新規）

- ・地域包括ケアシステムの開始を見越し、地域資源を開拓しておく必要があるため、移動支援などの新たなささえあい活動のメニューを開発し追加します。

#### ○歳末たすけあい事業

- ・歳末に地域活動を実施する区に助成をします。26年度は申し込み多数のため満額助成を受けられない区もあったため、共同募金の状況を確認したうえで、助成数の増加を図ります。

### (2) 地域高齢者の見守り（小地域ネットワーク活動）

#### ○福祉委員の見守り活動

- ・27年度も昨年同様の活動を実施します。訪問活動をとおして、地域の情報を収集したり、ひとり暮らし高齢者に向けた有用な情報を提供したりするなど積極的な活動を実施していきます。26年度は消費トラブルの相談などにも対応していただき、消費生活センターとの連携の必要性を感じているため、住民の相談や情報提供などの活動に関しても消費生活センターと連携を図っていきます。

#### ○研修会、情報提供の徹底

- ・情報提供チラシの発行回数を消費生活センターとの連携により増加させ、福祉委員に対する情報提供の徹底や資質向上のための研修会も実施します。

#### ○住民相互の見守り活動（再掲）

- ・民生委員や福祉委員の見守り活動を補完する、住民による地域の見守り活動を推進し、地域の見守りをより強固なものにします。

### (3) ささえあい活動の啓発

#### ○地域の公民館などでささえあい活動を啓発

- ・公民館などでささえあい活動の必要性を啓発する説明会の実施回数を増やします。

### (4) 日常生活支援の仕組みの導入（新規）

#### ○日常生活支援の仕組みの開発

- ・荒尾市には公民館がないなどの理由で地域のささえあい活動が実施できない区も多く存在するため、荒尾市全域をカバーすることのできる、高齢者の日常生活を支援する仕組みを導入し、地域包括ケアシステムの開始を見越した事業展開を行います。27年度よりまずはボランティアの登録を積極的に進めます。

## (5) ボランティアセンター機能の強化

### ○コーディネート機能の強化

- ・高齢者の日常生活支援の事業を実施するためにはボランティア登録数の増加は欠かせないため、今年度も様々な分野のボランティア登録を進めます。
- ・昨年に引き続き、地域福祉活動や学校に対しボランティアの斡旋、紹介を強化します。
- ・個人ボランティアの把握と登録数を昨年同様10名以上増やします。

### ○災害ボランティアセンター設置訓練

- ・今年度も災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。  
今回はより実際のセンター運営に近い形で訓練することを目標にします。  
また、市との災害時の応援協定締結や近隣社協との応援協定も目指し活動を進めます。
- ・災害時だけでなく、平時の見守りの重要性を地域に説明し、ささえあい活動における住民相互の見守り活動（再掲）に取り組む区を増やします。

### ○ボランティア講座の実施

- ・点字、朗読、手話（中級、上級）の4講座を実施。住民ニーズに応じた新たなボランティア講座（新規）の創設を目指していきます。

### ○ボランティアの啓発活動

- ・ボランティア連絡協議会と連携し、健康福祉まつりや市内商業施設などでボランティアを啓発するイベント「ボランティアさしよりやってみようフェア」を開催します。

### ○ボランティア情報の発信

- ・現在、年間4回発行して、世帯回覧としている「ボランティア情報」を全戸配布に切り替え、ボランティアに関する情報の周知徹底を図ります。

### ○福祉教育の支援

- ・現在社協では小中学校の総合学習の支援策として福祉体験学習を実施しています。  
ゲストティーチャーの発掘を行い、総合学習の更なる支援を行います。さらに学校の行事などで必要なボランティアの斡旋について周知を行い、活動を充実させます。
- ・学校のみならず地域への福祉教育も必要であると考えため、地域に出向いてささえあいの必要性などの講話を実施します。
- ・夏休み期間中の福祉体験学習ワークキャンプを実施します。

#### ○ボランティア連絡協議会活動への支援

- ・ボランティア連絡協議会の事務局を社協で担当しています。ボランティアの底辺拡大と既にボランティア活動を行っているグループに対する支援を行います。

#### ○ボランティア保険事務の実施

- ・ボランティアが安心して活動できるよう社協ではボランティア保険加入に関する窓口を開設しています。近年多発する災害時にも災害現場に行かれる際は地元社協でボランティア保険に加入されるよう周知していることから、今後も多くの需要があるものと考えられます。

### (6) 広報活動の充実

#### ○広報活動

- ・前年同様、紙媒体によるものと、ホームページなどの電子媒体によるものの両方から広報活動に力を入れ、若年層と老年層両方の取り込みを狙います。  
(地域福祉活動計画 基本目標3)

### ◆総合生活支援サービス

#### ○成年後見制度 法人後見受任体制の整備（新規）

- ・今年度より法人後見の受任体制を整えます。当面は申し立ての相談や支援を実施し、受任に備えていきます。そのためには職員の資質向上が必要不可欠であるため職員に対し研修を行います。また、近年は首長申立て件数も増加していることから市との連携も図っていきます。

#### ○地域福祉権利擁護事業

- ・契約件数を現在の件数から増加させます。また、現在契約しているケースについても成年後見が妥当と思われるケースに関しては関係者と協議を行い、成年後見に移行していただけるよう促していきます。

#### ○生活福祉資金の貸付

- ・生活困窮者自立支援法が27年4月より実施され、市が直轄で実施することになっています。そちらの事業との連携が必要不可欠と考えられますので、密接な連携を図り、世帯の立て直しに効果のある資金となれるよう事業を展開していきます。
- ・現在、滞納している世帯について償還指導を進めます。また、長期滞納で償還の動きのない世帯へは、熊本県社会福祉協議会と連携して償還または問題解決へつながるようにします。

- ・生活福祉資金利用世帯の生活状況及び、直近の償還状況を踏まえ、ケースに応じた償還方法で償還を促していきます。

#### ○福祉資金（生活資金）の貸付

- ・生活福祉資金同様、生活困窮者自立相談支援事業との連携を図って、世帯更生に効果のある資金として事業を展開していきます。
- ・現在、生活保護（申請・受給）世帯の利用が9割を超えていますので、生活保護係と連携を図り、聴き取り業務や書類記入等の簡素化、業務の分担を協議していきます。

#### ○心配ごと相談事業

- ・司法書士による相談を毎月1回開催しています。最近は成年後見制度や財産問題等の相談も多く、これからもさまざまな相談に応じていきます。
- ・広報紙やホームページ等を活用し広く周知していきます。

#### ○高齢者、障がい者訪問理美容サービス事業

- ・対象となる方々に事業の周知を図るため、社協だよりやホームページ等の広報媒体を活用していきます。また、この事業については地域包括ケアにおける総合事業に位置付けられており、今後も積極的な利用を周知していきます。

#### ○行事用備品の貸出し

- ・地域福祉活動に必要な物品の貸出しを行い、地域の活動を積極的に支援します。また、地域の活動に必要な物品の調査を行い、ニーズに応じた備品の購入を検討します。
- ・本会が保有する印刷機を安価で利用できるようにしています。その際、地域福祉活動などの資料を用意しておいて、地域福祉活動に取り組んでいただけるよう説明します。

#### ○福祉機器の貸与事業

- ・車椅子など福祉機器の貸出しを行います。
- ・当協議会に貸出しできる福祉機器がない場合は、業者の紹介や斡旋を行います。

## ◆在宅生活支援サービス

### （１）ヘルパーステーション

- 訪問介護事業（介護保険事業）
- 訪問入浴介護事業（介護保険事業）
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護（障がい者総合支援事業）
- 移動支援（地域生活支援事業）

#### ○移動入浴（地域生活支援事業）

#### ○横だしサービス（自費サービス）

- ・利用者のニーズに沿ったサービスを提供する為に、内部研修、外部研修へ積極的に参加しヘルパーの資質及び技術の向上に努めます。
- ・同行援護の資格取得者を増やしニーズに対応出来るように努めます。
- ・ケアマネージャー及び相談支援専門員と連携を図り、利用者との信頼関係を築き自立支援に向けたサービスを提供します。
- ・年2回広報誌さわやか号を発行し、事業所のPR及び活動内容の報告等をします。
- ・事業所のサービスがこういったものか分かりやすいチラシを配布して、事業所のPRを行っています。
- ・新制度に向けて、職員体制を整えていきます。

#### ○居宅介護支援事業（介護保険事業）

- ・勉強会、研修会へ積極的に参加して、自己研鑽を高め、事業所のレベル向上と社会資源の把握に努めます。
- ・利用者の住む地域の民生委員、福祉委員との連携を深め、報告、連絡、相談を密に行います。
- ・利用者のかかりつけ医（先生）と「顔の見える関係」づくりを構築し、かかりつけ医（先生）と連携を深め、利用者が今後も在宅で安心して生活できる環境づくりを行います。
- ・広報誌さわやかを継続して発行し、事業所の周知と介護保険にかかわる情報等を発信していきます。

#### ○地域介護予防支援事業

- ・地域の介護予防、交流活動の促進、または二次予防事業修了者の受け皿作りとして、今年度も本事業を積極的に進めてまいります。
- ・荒尾市広域での体操教室の内容や対象者を検討し、地域を越えた繋がりや、交流の場となる教室の継続実施に努めます。
- ・本事業に取り組む地区・団体等の支援は、支援期間を設け、支援期間が終了した地区・団体については月1～2回のフォローアップを行い体調や実施状況の確認をします。また、地域での活動が支障なく続くように、各地域のニーズに合った支援を継続して実施いたします。
- ・既存地区・団体等の活動の様子を社協だよりやホームページで紹介し、活動意欲を高めたり、他の地域にも興味を持っていただけるようにPRを行います。

## (2) 交流拠点あおば

### ○老人デイサービス事業

- ・一人一人に応じたレクリエーションの提供や、慰問団体等の協力を得て、更に楽しみの提供が出来るよう、一日の流れを充実させていきます。
- ・今以上のサービスを提供できるよう、内部研修、外部研修に参加し職員の知識・技術の向上を図ります。

### ○学童保育事業

- ・研修への参加やミーティングを頻回に行い、指導員の専門的知識や技術向上を図ります。
- ・保護者からの相談受け付けや保護者及び学校、学童保育三者との連携、情報交換会を行っていきます。
- ・学童及び保護者に「障がい」への理解を深めていただくための勉強会を開催します。

## (3) ふれあい福祉センター

### ○福祉給食事業

- ・福祉給食の認知度を上げるため、チラシを作成します。
- ・また、民生委員との連携を図り事業をPRしていきます。
- ・利用者に直接意見を伺い、サービスを満足頂けるように日々改善に努めます。
- ・安否確認や緊急連絡、福祉情報の提供等、社協ならではのサービスを提供します。

### ○生活介護事業

- ・土曜、祝日の開所を実施し、家族・介護者の介護負担軽減を図ります。また、利用者に屋外活動を中心とした平日と異なるメニューを提供し、リフレッシュを図ります。
- ・相談支援事業、居宅介護支援事業との連携を図り、利用者を総合的に支援できるよう努めます。
- ・ボランティアを積極的に受け入れ、ボランティア育成に取り組みます。

### ○地域活動支援センター

- ・もちつき大会等を通じ、地域住民の皆様との交流を図ります。また、外出の機会を増やし、利用者のリフレッシュ及び社会参加を図ります。
- ・相談支援事業、居宅介護支援事業との連携を図り、利用者を総合的に支援できるよう努めます。

### ○児童通所支援

- ・利用者それぞれの障がい特性に合わせた個別支援を、より充実させるよう努めます。

- ・複数の事業所を併用されている利用者については、利用者が事業所間の支援方法の違いに混乱を生じないように、他事業所との連携を密にし、利用者についての共通理解や支援方法の統一に努めます。
- ・保護者への子育て支援を行い、園や学校、保健センター、教育委員会などの関係機関とも連携することで、障がいのある子の育てにくさ、保育や教育のしにくさの改善を図り、当事者及びその家族や関係者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

#### ○日中一時支援事業

- ・障がい児の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の休息を目的として、一時的な預かりを行います。

#### ○相談支援事業（障がい者総合支援事業）

- ・利用者（保護者）の意向を始め、心身の状況や置かれている環境等を把握・検討し、サービス等利用計画を作成します。
- ・福祉サービスの利用や地域で生活するうえで困っていることなど、障がいのある方やそのご家族の相談をお受けしていきます。

### ◆法人運営

#### ○香典返し寄付及び一般寄付、社協会費

- ・広報紙、ホームページ等により、寄付金を随時受け付けていることをお知らせするとともに、寄付金受付のPRを積極的に行っていきます。

#### ○共同募金

- ・赤い羽根共同募金の募金箱設置店を増やしていきます。
- ・募金用の資材（くまモンファイル等）を作り、職域等にて多くの方に募金していただけるよう取り組みます。
- ・企業等がイベントをされる際のイベント募金の募集や、関係団体等のイベント時に募金箱を設置し、募金への声かけを行っていきます。

#### ○福祉センターの指定管理

- ・平成26年度から、総合福祉センター、ふれあい福祉センター、潮湯3施設の指定管理を受けています。利用者の利便性向上、要援護者等の支援に向け施設や備品の活用を積極的に図っていきます。

### （4）市民病院内売店の経営

- ・弁当等の納入業者を開拓し、販売弁当の種類を増やしていきます。
- ・仕入れ方法を見直して、仕入費の削減に努めていきます。